

令和4年3月

各支給認定保護者の皆様

学校法人旭ヶ丘学園 旭ヶ丘第二こども園

＜令和3年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について＞

令和3年度、本園が代理受領した一人当たりの施設型給付費の額は、各支給認定子どもの公定価格（下記）から利用者負担額を差し引いた額となります。

◇本施設における各支給認定子どもの公定価格の額＜単位：円＞

	1号			2・3号							
	4・5歳児	3歳児	満3歳児	標準時間				短時間			
				4・5歳児	3歳児	1・2歳児	0歳児	4・5歳児	3歳児	1・2歳児	0歳児
4月	97,360	113,750		93,090	108,020	145,050	221,140	82,590	97,520	134,730	
5月	97,740	114,130		93,090	108,020	145,050	221,140	82,590	97,520	134,730	
6月	98,390	114,780		93,860	108,790	145,820	221,910	83,360	98,290	135,500	
7月	98,390	114,780		94,060	108,990	146,020	222,110	83,560	98,490	135,700	
8月	98,390	114,780		94,610	109,700	147,300	224,190	84,000	99,090	136,860	
9月	98,820	115,210		94,060	109,150	146,750	223,640	83,450	98,540	136,310	213,210
10月	99,300	115,690		93,750	108,840	146,440	223,330	83,140	98,230	136,000	212,900
11月	99,300	115,690		93,750	108,840	146,440	223,330	83,140	98,230	136,000	212,900
12月	99,300	115,690		93,750	108,840	146,440	223,330	83,140	98,230	136,000	212,900
1月	99,300	115,690		93,750	108,840	146,440	223,330	83,140	98,230	136,000	212,900
2月	98,820	115,210	164,810	95,400	110,810	149,540	228,050	84,570	99,970	138,890	217,400
3月	106,460	122,850	172,450	111,130	126,220	163,820	240,710	100,520	115,610	153,380	230,280

※「法定代理受領」について

子ども・子育て支援法に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

「特定教育・保育施設の運営基準」により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和3年度の実績を報告するものです。